

# 清水マリパークのご利用について

(港湾環境整備施設(日の出緑地、遊歩道)の利用に関する事項)

清水マリパークをご利用頂き、誠にありがとうございます。

当施設は静岡県設置による公共施設であることから、下記の点をご承知の上、ご利用をお願いします。

## ■ 利用申請書の提出について

マリパークを独占的に利用する場合は「利用承認」が必要です。事前に申請書類を提出してください。

## ■ 届出の必要について

催し内容により必要となる届出(警察・保健所・消防署 等)は、主催者の責任で届け出ていることを前提に「利用を承認」しています。

## ■ 利用料について

利用する面積により施設利用料金を徴収します。施設の利用料金は、規定により前払いとなっております。期日までにお支払いください。

電源、照明柱を利用する場合は、電気料を徴収します。(海側への点灯は禁止されています。)

なお、既納の利用料金は返金できません。

## ■ 鍵の受け渡しについて

鍵の受け渡しはマリターミナル1F 事務室です。

## ■ 清掃・破損について

利用後は清掃し、利用前の状態(原状回復)にしてください。破損が生じた場合は主催者負担により、原状回復をお願いします。

## ■ 駐車場について

マリパークには駐車場はございません。来場者への案内はマリパーキングをご利用ください。

## ■ 禁止事項について

危険防止の観点から、マリパーク内でのドローンの使用を禁止します。

## ■ 車両進入について

イベント広場内は2t 車まで・イベント広場前までは4t 車まで、その他の区域は進入禁止となっています。搬入・搬出等で車両進入する場合は事前にご相談ください。(清水マリパーク車両規制図を参照) 車両を進入させる際は最徐行の上、公園内の歩行者等に十分注意し、事故の無いようにしてください。

## ■ 火気の使用について

マリパーク内の火気の使用は禁止されています。利用の内容により火気等の使用をする場合は、事前にご相談ください。

## ■ 音楽イベント等音の出る利用について

音楽イベント・BGM 等、音の出る利用については近隣への騒音にならないよう十分配慮してください。なお、最大で20時までには終了してください。

## ■ その他

マリパークは誰もが自由に利用できる公共施設です。来園者の公園利用を妨げるような利用はしないようお願いします。

不明な点等、事務室までご連絡ください。

指定管理者 日の出ドリームパーク

静岡県清水港湾交流センター(清水マリターミナル)

静岡市清水区日の出町 10 番 80 号

Tel/Fax 054-355-1122